

和解の成立について

市が発注した工事における下水道管破損事故により生じた本市下水道事業の損害に対する負担割合について、次のとおり和解を成立させたいので、議決を求める。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

熊本市南区富合町小岩瀬 2 4 0 番地 2

株式会社 新光組

代表取締役 田代 貴裕

2 事件の概要

令和 3 年 5 月 1 8 日、市が発注した国道 5 0 1 号（坪井川橋側道橋）緊急応急補強工事において、同工事の受注者である相手方が鋼矢板の打設を行っていたところ、坪井川の河床に埋設されていた小島ポンプ場下水道圧送管を誤って破損し、本市下水道事業に 1 7 3, 2 1 7, 5 6 0 円の損害を与えた。このことについて、市及び相手方にそれぞれ過失が認められることから、市と相手方との間で当該損害に対する負担割合を定める必要が生じた。

3 和解条項

- (1) 市及び相手方は、本市下水道事業に生じた損害について、市 4 割、相手方 6 割の過失割合に応じた賠償義務があることを認める。
- (2) 本件は以上で解決し、本件に関し他に何ら債権債務のないことを確認する。

（提出理由）

市が発注した工事における下水道管破損事故により生じた本市下水道事業の損害に対する負担割合について、和解を成立させるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要

がある。

これが、この議案を提出する理由である。